

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、  
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	04 管理システム規格	改正	Q14001	環境マネジメントシステム要求事項及び利用の手引	Environmental management systems – Requirements with guidance for use	この規格は、組織が環境パフォーマンスを向上させるために用いることができる環境マネジメントシステムの要求事項について規定したもので、2015年に、ISO 14001:2015の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 14001を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 ISO 14001(JIS Q 14001)は、これを認証基準として第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者が、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	—	ISO 14001:2015/Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)  対象事項: 環境マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ・カ(この追補により、マネジメントシステムの設計と実施において、組織が気候変動の課題について、確実にこれを考慮することになることから、環境保全ニーズの充足に寄与すると認められる。)  欠点: ・いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月
JSA	04 管理システム規格	改正	Q20000-1	情報技術—サービスマネジメント—第1部:サービスマネジメントシステム要求事項	Information technology – Service management – Part 1: Service management system requirements	この規格はサービスマネジメントシステム(ITSMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定したものである。前回2020年にISO/IEC 20000-1:2018の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO/IEC 20000-1:2018を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせることで用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	—	ISO/IEC 20000-1:2018, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)  対象事項: ITサービスマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ・カ(この追補により、マネジメントシステムの設計と実施において、組織が気候変動の課題について、確実にこれを考慮することになることから、環境保全ニーズの充足に寄与すると認められる。)  欠点: ・いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	特定非営利活動法人ItSMFJapanのWG	2024年7月